

7. 駐車場所設置寸法等

駐車場所は以下の基準に基づき設置しなければならない。

- (1) 共同住宅及び長屋住宅の用途に供する建築物である宅地開発にある場合の駐車場設置台数

宅地開発区域の土地の形状及び周辺の状況からやむを得ない場合は、開発区域内に必要台数の2分の1台以上（小数点以下は切り上げる）確保し、その他は開発区域外に当該区域から概ね500メートル以内の直線距離にある近接地に確保のうえ、その賃貸契約書等の写しを提出すること。

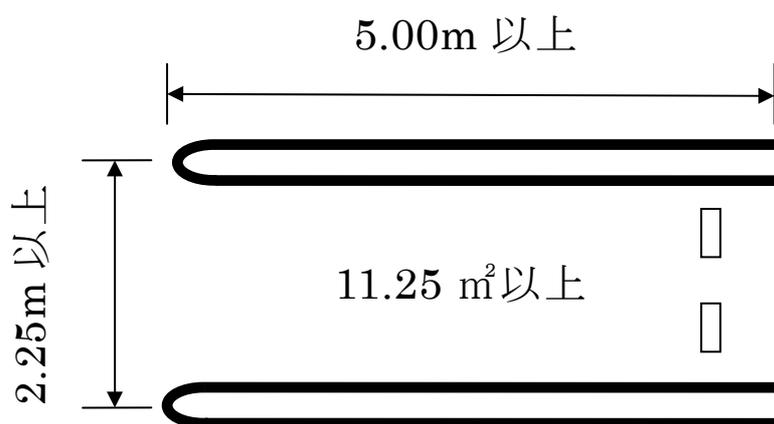
また、計画戸数が30戸以上のものについては併せて事業計画書を提出すること。

- (2) 駐車場所の設置寸法等

1台当たり駐車場所の寸法は横2.25m以上、縦5m以上とし、1台当たり面積は11.25㎡以上の長方形とする。

また、共同住宅及び長屋住宅においては、駐車場所の寸法を土地利用計画に明記することとする。

イメージ図



8. 消防水利及び消防用活動空地に関する基準

和泉市消防本部が定める、和泉市消防本部開発指導基準に基づき設置施行しなければならない。